

## 住居手当に関する実施細則

(平成 15 年 10 月 1 日 細則第 13 号)

改正

平成 21 年 11 月 30 日 細則第 159 号

(目的)

第 1 条 この細則は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員給与規程（平成 15 年規程第 17 号。以下「給与規程」という。）第 16 条の規定に基づき、住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第 2 条 新たに給与規程第 16 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別紙様式第 1 号の住居届により、その居住の実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

(確認及び決定)

第 3 条 理事長は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第 16 条第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別紙様式第 1 号の住居届に記載するものとする。

(家賃の算定基準)

第 3 条 第 2 条第 1 項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長は、国家公務員の例に準じて家賃の額に相当する額を算定するものとする。

附 則

この細則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。



確認及び決定欄

(提出者は記入しないこと。)

平成 年 月 日受理

所属部課名	1			2		
	3			4		
職員番号		職名		氏名		
総務部長印	総務課長印	所属長印	決定家賃額	住宅手当の月額	支給の始期等	取扱者印
			円	円	平成 年 月	
			円	円	平成 年 月	
			円	円	平成 年 月	
			円	円	平成 年 月	
			円	円	平成 年 月	
備考						

記入上の注意

- この様式は、職員給与規程第16条第1項第1号に該当する職員のみ記入する。
- 「主な届出の理由」欄には、住宅届の主な理由の一についてレ印を付する。  
なお、「新規」とは、新たに住居手当を受けるべき要件を具備するに至った場合をいい、届出日において借家、借間又は自宅等に係る住居手当を支給されている場合は、これに該当しない。
- 「住宅の種類」欄には、借家・借間・まかない付下宿のいずれかにレ印を付する。
- 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費、店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入してさしつかえない。なお、この場合には★印欄にレ印を付する。
- ※印欄には、記入を要しない。